

令和元年10月25日豪雨被害に係る水道料金の減免措置について

今回の豪雨により被災された方に対して、水道料金を次のとおり減免いたします。

- 1 減免対象者 10月25日豪雨の被災者で、市町村の罹災(被災)証明を受けた方
- 2 減免金額 一律 3,000円を上限とします
(3,000円以下の場合は全額免除とします)
- 3 申請書類 (1) 水道料金減免申請書
(添付書類) (2) 罹災(被災)証明書 ※写し可
- 4 申請期限 令和2年3月31日まで
- 5 申請場所 水道部(業務課)、(株)東計電算(水道料金徴収業務受託者)、
茂原市役所(下水道課)、長柄町役場(総務課)、
長南町役場(税務住民課)
- 6 受付時間 平日 8:30~17:00
- 7 減免方法 申請日以降の水道料金から、1回に限り減免

【お問合せ先】

長生郡市広域市町村圏組合 水道部業務課
電話：0475-23-9482

